

県南広域振興局長告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年10月4日

県南広域振興局長 田村均次

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362790008	藤沢町	藤沢町訪問看護ステーション	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏52番地2	平成23年9月25日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362790008	藤沢町	藤沢町訪問看護ステーション	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏52番地2	平成23年9月25日

3 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700328	藤沢町	藤沢町デイサービスセンター	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏55番地	平成23年9月25日

4 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372700336	藤沢町	特別養護老人ホーム光栄荘短期入所生活介護事業所	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏55番地	平成23年9月25日